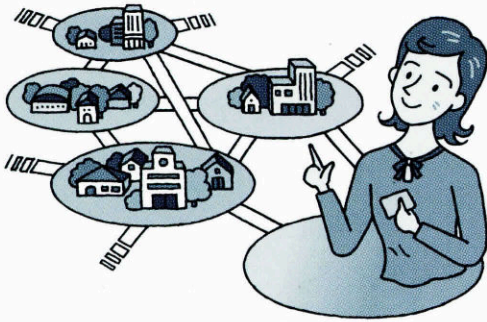


全国どこの市区町村でも住民票の写しの交付が受けられます

現在、住民票の写しの交付は、住んでいる市区町村でしか受けられませんが、

住民基本台帳ネットワークシステムを活用して全国の市区町村間で住民票の情報のやり取りができるようになることにより、全国どこの市区町村でも、住民基本台帳カードまたは運転免許証、パスポートなど官公庁が発行し本人の写真が貼付された書類を市区町村の窓口で提示することによって、本人や同一世帯員の住民票の写し（ただし、戸籍の表示はできません）の交付が受けられるようになります。



住民基本台帳カードで転入・転出の手続きが簡素化されます

通常、引越をする場合には、まず住んでいる市区町村に転出届を行い、転出証明書の交付を受けた上で、引越先の市区町村に転入届を行う必要があります。

住民基本台帳カードの交付を受けている場合は、確実に本人を確認できるため、一定の事項（通常の転出届に記入する内容）を記入した転出の届を郵送で行い、住民基本台帳カードを引越先の市区町村の窓口で提示して転入届を行うことにより、引越の場合に窓口に行くのが転入時の1回だけで済むようになります。



8月25日から

住民基本台帳カードの交付も始まりです

●住民基本台帳カードは申請により交付します

原則として本人申請です。（ただし15歳未満の方は法定代理人による申請となります）

本人であることを確認するため運転免許証やパスポートなど官公庁が発行し本人の写真が貼付された書類をお持ちください。

これらの書類をお持ちでない人の交付申請、またやむを得ない事情等により任意代理人による交付申請もできますので、市役所住民窓口係にご相談ください。

●顔写真の有無が選べます

写真付きを希望される場合は写真（縦4.5cm×横3.5cm、撮影後6ヶ月以内で無帽、無背景、本人のみが写ったもの）をお持ちいただくか、窓口での撮影となります。

●交付手数料

1件につき 500円

●有効期間

発行の日から10年

※ただし、市外に転出された場合はその時点で無効となります。

●受付開始日

8月25日（月）

カードの交付は申請の受付から2週間程度後となります。

●申し込み・問い合わせ

市民生活課・住民窓口係

☎23-1128



高度のセキュリティ機能を備えたICカードを採用します